平成２４年（フ）第５１０号
大阪府東大阪市島之内１丁目２番16―302号
債務者　廣岡　冷子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３４号
大阪市天王寺区勝山２丁目２番25号　聖和文化202号、前住所大阪市生野区中川１丁目５番16号
債務者　奥居　　勝
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８０号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目７番11号
債務者　義之　正喜
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０１号
大阪府東大阪市東石切町３丁目10番35号　アルザス石切103号
債務者　水戸　清美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９４０号
大阪府枚方市養父東町２番２号
債務者　渡邉　敬子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９８３号
大阪市住之江区御崎６丁目16番８―503号
債務者　廣重　直美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０２７号
大阪府茨木市庄２丁目６番17号
債務者　渡邊　　修
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４２号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　瀧川　節広
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３９号
香川県高松市浜ノ町60番25―603号
債務者　堀切万友美（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４５号
香川県高松市太田上町452番地
債務者　前田　直美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３０号
長崎県長崎市鶴の尾町28番７―103号
債務者　中島　美保
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
長崎県五島市大円寺町４番32号
債務者　中村　久子（旧姓田端・中尾）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第１０号
青森県三戸郡田子町大字相米字野月６番地の１
債務者　工藤　瑞絵
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
青森県八戸市小中野１丁目１番18号　ディライトムーン603号室、前住所青森県八戸市大字新井田字長塚森２番地18　在家方
債務者　藤田　　東
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
宮城県遠田郡美里町北浦字大曲46番地９
債務者　小野　宏行
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
茨城県常陸太田市木崎二町3822番地の１　成城ハイツ202号
債務者　岩間　　満
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３８号
茨城県小美玉市羽鳥2719番地226
債務者　高井　甲枝（旧姓大塚・川上）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所